

# 信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

## 1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催場所または開催方法	時間
令和5年9月25日（月）	長野県自治会館1F会議室	午後1時30分～4時30分
令和5年10月25日（水）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分

## 2 通知文書の再発行料金について

本会から郵送または伝送済みの文書の再発行が必要な場合で、紙帳票での再発行希望のときは、返信用封筒に郵送料の実費（切手）の貼付をお願いしております。

このことに関して**令和5年10月1日からの郵便物の特殊取扱料の改定**に伴い、実費（切手）貼付が必要な場合は改定後の価格をご確認いただき、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本会ホームページの再発行依頼にかかわる「注意事項」にも改定後の価格を掲載しますのでご覧ください。

また、電子請求用ID・パスワードの再発行についても、本会から簡易書留で郵送となりますのでご注意ください。

※簡易書留の場合は郵送料の不足分があると郵送自体できかねますので、再度本会へ返信用封筒の送付が必要となります。あらかじめご了承ください。

## 3 請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表等の見方、対応方法について

本会から送付しております「請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表」等について毎月多くの問合せをいただいております。

本会ホームページに以下の帳票の見方、対応方法について掲載しておりますのでご確認ください。

～ホームページ掲載帳票等～

- 請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表
- 審査決定増減表
- 審査増減単位数通知書
- 過誤決定通知書
- 再審査決定通知書
- 給付管理票の「新規」「修正」「取消」区分

（掲載場所：長野県国保連合会ホームページ＞介護事業所等のみなさまへ＞

請求事務の留意点（令和3年度介護報酬改定含む）

## 4 電子証明書について

本会へ介護給付費等を伝送請求する際に必要な電子証明書については、有効期限が3年となっております。毎月、請求期限の10日付近に電子証明書の有効期限が切れてしまい請求送れない等のお問い合わせがありますが、滞りなく請求が出来るようご注意ください。

また、電子証明書の有効期間の管理は本会では行っておりませんので各事業所にて管理されるようお願いいたします。

なお、有効期間が十分にあるにも関わらず、新たな電子証明書の発行申請をし、発行してしまうと発行手数料がかかってしまいますのでご注意ください。

## 5 「希望返戻」と「過誤調整」について

### ◆◆ 希望返戻 ◆◆

請求明細書等を提出後、内容に誤りを発見した場合、国保連へ希望返戻の申し出をすることにより請求の取下げをし、誤った内容で決定されるのを事前に防ぐことができます。

希望返戻が可能な明細書は、当月請求分及び前月保留分の県内被保険者分の明細書のみとなります。

#### 【希望返戻の流れ】

- ① 本会へ、毎月20日までに希望返戻の申請書を提出します  
※本会ホームページから「希望返戻（取下げ依頼）申請書」を取得できますのでご活用ください
- ② 請求月翌月月初の「請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表」にて返戻を確認します  
※この際、希望返戻分については、事由“E”、内容“審査委員会の判定により却下”と表記されますので、ご承知おきください

### ◆◆ 過誤調整 ◆◆

既に支払い決定済みの請求明細書等に誤りがあり、実際のサービス提供実績と異なる場合、過誤調整により介護給付費を取り下げ、正しいものを再請求することができます。

過誤調整には以下の方法があり、金額の調整も異なりますので事業所で選択してください。

種類	金額の調整方法
通常過誤	処理月の支払額から過誤調整額を差し引く
同月過誤	処理月の支払金額から過誤調整額と再請求の差額を差し引く

#### 【過誤調整の流れ】

- ① 事業所から該当被保険者の保険者へ、直接過誤の申請をします  
この際、保険者や過誤の種類により、申請の締切が異なりますのでご確認ください
- ② 再請求については、  
通常過誤の場合、過誤調整実施の翌月に再請求します  
同月過誤の場合、過誤調整と同月に再請求します
- ③ 過誤調整実施の翌月月初の「介護給付費過誤決定通知書」にて過誤になったことを確認します

なお、希望返戻及び、過誤調整については給付管理票は対象外です。

令和5年9月審査分の支払日は10月30日（月）、令和5年10月審査分の締め切りは10月10日（月）です。  
なお、9日（月祝日）は長野県自治会館1階で8:30~16:30まで受付を行います。9月審査分の返戻通知等の送信日は10月2日（月）夕方、発送日は10月3日（火）を予定しております。